慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世イギリスにおけるピューリタニズムと社会(上) : Sabbatarianismをめぐって
Sub Title	Sabbatarianism and society in early modern England
Author	今関, 恒夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of
	economics). Vol.78, No.3 (1985. 8) ,p.234(36)- 248(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19850801-0036
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850801-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

---Sabbatarianism をめぐって---

今 関 恒 夫

(-)

日曜日は神によって公同の礼拝のために指定された聖なる日である。従って、この日には一切の世俗の労働と世の楽しみを避け、ひたすらに神を礼拝し、聖書を読み、祈り、貧しい者や病める者の慰めに日を過ごすべきである。たとえばこのように定式化される「安息日厳守主義」(Sabbatari-(1) anism)が、宗教改革期から王政復古期に至るイギリスの教会・国家・社会をとらえ、論争に捲き込(2) んだ。 J. W. アレンが「17世紀を通じて、イギリス史における最も著しい・意義ある事実のひとつは、安息日厳守主義として知られる事象の展開と拡延であった」と述べている通りである。「安息日」(Sabbath)はユダヤ教に起源を有する語で、元来土曜日がそれにあたる。このユダヤ教の伝統がキリスト教に引き継がれ、日曜日が「主の日」(Lord's Day)として遵守されたのだが、その際、3つの型の読み換えがおこなわれた、とソルバーク(Winton U. Solberg)はいう。第1に、寓話的あるいは象徴的解釈(allegorical or symbolical exegisis)であり、安息日(a day of rest)は罪からの霊的解放(spiritual rest from sin at all time)を象徴するとみる。第2に、予型論的解釈(typological exegisis)であり、ユダヤ教の「安息日」はキリスト教の「主の日」を不完全な姿で予示するものと考える。第3に、旧約聖書をも新約聖書と同等の神の言葉として厳格に解釈しようとする立場(lite-

注 (1) Sabbatarianism の一般的概念については、Samuel R. Gardiner, History of England From the Accession of James I to the Outbreak of the Civil War (London: Longmans, Green, and Co., 1883) Vol. III, p. 247; P. Collinson, "The Beginnings of English Sabbatarianism" in Studies in Church History, ed. by C. W. Dugmore (London: Thomas Nelson and Sons Ltd., 1964), pp. 207-8 を参照。

⁽²⁾ Sabbatarianism の歴史に関する研究は少なくないが、本稿の視点から有益なのは、W. B. Whitaker, Sunday in Tudor and Stuart Times (London: The Houghton Publishing Co., 1933); C. Hill. Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England (London: Murcury Books, 1966), Ch.5, The Uses of Sabbatarianism; Winton U. Solberg, Redeem the Time, The Puritan Sabbath in Early America (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977), Part One, The English Background & Part Two, Ch. 10, The Restoration Colonies: I である。特殊なテーマに関する文献、部分的に Sabbath に関説する文献については、その都度掲げることにする。網羅的な Bibliography は、Whitaker, op. cit. 及び Solberg, op. cit. 巻末にある。

⁽³⁾ J. W. Allen, English Political Thought 1603-1644 (1938, Archon Books, 1967), p. 269.

⁽⁴⁾ この点はピューリタンとアングリカンの争点のひとつになるが、それについては後述する。

ral exegisis)である。宗教改革後から王政復古期に至るイギリスにおいて、「安息日」問題が社会性を帯びて登場してくるのは、この第3の解釈をピューリタンが採用し、日曜日をユダヤ教的「安息日」と同様に神的規定として遵守すべきだと主張したからである。形式的にであっても礼拝を守った後であれば、そして合法的で穏当なもの(lawful and honest)であれば、日曜日でも遊技や気晴しに興じて一向に差支えないとする国教会の立場と、このピューリタン的見解は軋轢を生まざるを得なかった。

国教会派にせよ、ピューリタンにせよ、自らの議論を補強するため、新・旧約聖書や教父・宗教 改革者からの引用で、その著書を埋めつくし、煩瑣な議論を展開した。しかし、本稿の関心はそこにはなく、むしろ「安息日」論のもつ社会的意義にある。「安息日」論そのもののもつ意味は、純粋に宗教的なものであるが、宗教が生活の隅々までを規定していた当時の社会において、厳格な「安息日」論が提起されると、ただちに社会性を帯びた。 C. ヒルも概括しているように、宗教改革以降、祝祭日と「安息日」に関して、改革派から次のような問題が提起された。第1に、旧来の「聖人祝祭日」(saints' days) における労働の禁止の解除であり、第2に「安息日」すなわち「主の日」における労働及び游技・気晴しの徹底的な禁止である。

この二つの要求が意味するところは、同一の盾の両面をなす。経済競争の圧力の下にあって、(9) 「週日の6日間を働く自由」を主張する独立生産者や日雇労働者は、日曜日の労働を禁ずる立法措置が講じられなければ、「安息日」といえども働く(あるいは働かされる)衝動を抑え切れず、結局は(11) 過度の労働による生産能率の低落を自ら招く結果に陥る。このようなかれらの社会的境涯と安息日厳守の主張とは無関係ではなかった。その関係を「プロテスタント、ことにピューリタンは、安息日に重要な意味を、つまり近代産業社会の規則的で継続的な律動に適合する規則的な安息と瞑想の(12) 日という意味を付与した」と定式化して一応はよいであろう。しかし、ここで次のことは明確にし

注 (5) Solberg, op. cit., pp.10-11.

⁽⁶⁾ Sabbatarianism は特殊イギリス的現象であった。ナッペン (M. M. Knappen) によれば、それは「改革派神学 の最初の世紀における発展に対する、最初のそして恐らくは唯一のイギリスの貢献」(Tudor Puritanism, A Character in the History of Idealism, 1939, Chicago: The University of Chicago Press, 1965, p.442) である。 何故にビューリタンはこのような解釈を採用し、どのような事情によってそれが、16・7世紀のイギリスにおいて共鳴盤を見出したのか、それが本稿で検討しようとする問題点である。

⁽⁷⁾ Hill, op. cit., pp. 153-157.

⁽⁸⁾ *Ibid.*, pp. 146~159. Solberg によれば、Henry VIIIの時代に祝祭日は年間165日、「主の日」を加えると217日になったという (op. cit., pp. 23, 45)。

⁽⁹⁾ Hill, op. cit., p. 153.

⁽¹⁰⁾ Ibid., pp. 147~148, 165~166.

⁽¹¹⁾ Ibid., pp.151~2, 「この時代の急速な経済発展を考えれば、ことに農業や工業に携わる動勉な人々にとっては、緊急時ならざる時はなかった。……殺人的競争への傾向が現われてきた。成功と失敗の差が紙一重であり、激しい動労こそが成功への鍵となる時代であった。従って、長時間、週7日でも働こう、自分ばかりではなく、徒弟や職人をも働かせよう、小生産者 (small producer) にとってみれば、そのような誘引がいたるところにあった。」p.165をも参照。

⁽¹²⁾ Ibid., p. 146.

ておかなければならない。すなわち、「近代産業社会」(modern industrial society)に規則的な休息の要求はあっても、日曜日を緊急ならざる一切の労働と遊技・気晴しから解放し、「安息と 瞑想の日」とする必然性はない。つまり、この主張は「近代産業社会」の要求そのものではないのである。聖日厳守の運動は、ピューリタンの宗教的要求に主導され、初期近代社会の担い手がそれに付き随(13)ったものである。そのような視点から、以下において王政復古期に至るまでのピューリタニズムの聖日厳守主義とそれに対する国家と社会の対応を辿り、その社会的意義を考察したい。

 (\Box)

安息日に関する宗教改革以前のイギリス・カトリック教会の態度は、事実上次のように要約できる。形式的であっても教区教会の聖日礼拝に出席すれば、残りの時間を、酒場で過そうが、広場で遊技や踊りに興じようが問題ではない。否、特別の場合には、むしろ積極的に、日曜日に、教会の主催する定期市(fair)が開かれ、徹夜祭(wake)や教会酒宴(churchale)が催されたばかりか、

(14)
地方的・国家的な公共行事が執り行われた。

宗教改革後になると、ヘンリー8世政府はまず、日曜日を含めて年間165日にも及ぶ祝祭日のうち、とくに収穫期におけるそれを廃止した。祝祭日の過多は迷信的行為をはびこらせ、怠惰と叛逆を促し、産業 (industrial crafts) を没落させるという理由からである。さらに、「安息日」を罪からの霊的解放の日 (spiritual rest from sin) として守ることは神の普遍的 (moral) 命令であるとして、その日には礼拝と慈善的行為に専心すべきことを要求した。ただし、週の7日目に労働を休めという命令はユダヤ人に対する特殊な (ceremonial) 命令であるから、日曜日には迷信的に(律法主義的に)一切の労働を差控えるべきだということにはならない(The Bishop's Book, 1537)。礼拝後には、

注(13)「生産に携わる勤勉な階級に属する者(the industrious sort)の多くが、日曜日に仕事をしたり、市場に往来することを禁ずる規則を破ろうとする傾向に対して、階級全体の利益を守るために、みずから講じうる手段は、17世紀にあってはただひとつ、それらを全面的に禁じ、その禁令を厳しく強制することだけであった。これは私的な取り決めやギルド規制によってなしうることではなかった。教会規律の強要機関によるか、治安判事の強要が可能な国民立法によらざるを得なかった。」(Ibid., p. 152、傍点引用者)ここで(1) "the ecclesiastical disciplinary apparatus"によるか、(2) "national legislation enforced by J. P.s"による他はなかった、というヒルの指摘は重要であるが、この点については後述する。

⁽¹⁴⁾ Whitaker, op. cit., p. 13. カトリックの場合にも、教義上は、日曜日は宗教的目的に 捧げられる べき日であった (Knappen, op. cit., pp. 443-447.)。

⁽¹⁵⁾ 近世イギリスの Sabbatarianism の起源は、教義上、Anglicanism の教説と法に継承された中世的教理にあった (ibid., p. 447.)。Lollards が Sabbatarianism を拒絶したのは、そこに教皇派的なものを感じたからである。 Luther の場合も同様であった (ibid., p. 444-5)。Calvin の場合、特殊ユダヤ教的規定 (ceremonial part) は廃棄されたが、普遍的本質的側面 (moral part) は生きているとする(ibid., p. 446)。いずれにしても宗教改革者(protoreformers) には一般に、モーセ「十戒」の第四戒を文字通りに守るべきだという考え方がないことは P. Collinsonも認めるところである (op. cit., pp. 209-210)。ただし Collinson は大陸改革者の第二世代 (Beza, Bullinger, Martyr) の「安息日」論のイギリス神学者への影響を重視する (ibid., pp. 210-215)。

⁽¹⁶⁾ Solberg, op. cit., p. 23.

たとえ収穫時以外の日曜日や祝祭日であっても、どうしても必要と認められる労働は許容される。より厳密にいえば「君主の意思」(the will of monarch) が必要と認める労働は容認 される (The (17) King's Book. 1543)。他方、遊技・気晴し・放縦な行為に時間を空費することは、 日曜日には 不当とされた。ホワイティカーによれば、ここに史上初めて、日曜日の遊技・気晴しが、公式に不当と (18) されたのである。

この傾向は、エドワード6世時代にも変らなかった。 大主教トーマス・クランマー(Thomas Cranmer, 1489-1556)は、その差止命令(Injunctions, 1547)において次のように主張する。 聖日(the holy day)は、すべてを神に捧げるべく神自身によって定められた(godly instituted and ordained)日であるにもかかわらず、形式的にであっても教会に出席しさえずれば充分だとされているばかりか、怠惰、高慢、深酔い、喧嘩、口論(idleness, pride, drunkenness, quarrelling and brawling)によって汚されている。そこで臣民たる者は、聖日には、神の言葉を聞き、公的私的な祈りを捧げ、善行や教化的な対話に努むべきである。しかし、収穫時には、聖日といえども、労働に携わって差支えない。それを迷信的(律法主義的)に差控えるならば、むしろ神の意志に反することになる。このような論点の基本線は、1552年の法律(5 and 6 Edward VI)、同年の礼拝統一令にお(19)いても同様である。

以上の論点を整理すれば次のようになるであろう。(1)「主の日」は神によって聖別された日であるから,(2)それに相応しく過すべきであるにもかかわらず,(3)遊技・気晴し・放縦な行為によって汚されている。それらが「主の日」に原理的に許されるかどうかは問題があろう。しかし,現状に照らす時,それらは当然抑制さるべきである。(4)「主の日」の労働は,遊技や気晴し・放縦な行為よりもましである。従って,「主の日」の義務をおろそかにしない限り,そしてどうしても必要な場合に限り労働は許容される。これらの論点は,強調点の違いはあっても,以後の論争において非国教徒に共通している。強調点の相違はエドワード6世の時代において既にみられる。たとえばトーマス・ビーコン(Thomas Becon, c1511-67)やジョン・フーパー(John Hooper d. 1555)は,「主の日」には遊技や気晴しばかりではなく労働をも一たとえば市場や定期市(markets and fairs)の開催一抑制すべきだと主張する。このような変化はしかし,メアリー時代のカトリック的反動によって逆転し、日曜日はふたたび,形式的教会出席と遊技・気晴しによって特色づけられることにな

注 (17) Ibid., pp. 23-4.

⁽¹⁸⁾ *Ibid.*, pp. 23-4. 「日曜日に楽しみの時をもつという人民の古き自由は、少くとも理論的にはここに終りを告げた。」 (Whitaker, op. cit., p. 16.)

⁽¹⁹⁾ Whitaker, op. cit., pp. 18-22, Knappen, op. cit., p. 446.

⁽²⁰⁾ Whitaker, op. cit., pp. 20-22. Becon 及び Hooper のこのような主張の起源が何処にあったのか, Whitaker は何も述べていないが, この両者とも (ことに Hooper) が Zwingli の強い影響下にあった事実は指摘しておいた 方がよいであろう (F. L. Cross ed., The Oxford Dictionary of the Christian Church, London: Oxford University Press, 1974)。

(21) る。

エリザベス朝にはいると、政府はまず「礼拝統一令」(The Act of Uniformity, 1558) の定めに従 って教区教会への出席を厳しく要求し、そのための処置一礼拝時における店舗の閉鎖、市場開催の -を執った。そうした処置を執った上で,エリザベス自身は,礼拝後の遊技・気晴しを望ま しいものと考えた。しかし、このエリザベスの態度は、顧問官や議会の見解、さらに教会の立場と 一致するものではなかった。たとえば、1574年の「祈りの場所と時に関する説教」(Homily of the Place and Time of Prayer)—教区教会での朗読が義務づけられていたのであるから、政府・国教会 の公の見解とみてよい―には、後述の如く、ビーコン、フーパー的な主張が表明されていた。一方、 議会は、1594~95年、1598年、1601年に、安息日厳守に関する法案を通過させたが、女王の拒否に (23) よって「安息日厳守主義」を公の政策とすることに失敗した。エリザベスは宗教という大権事項に 対する議会の介入を許そうとしなかったばかりではなく,「ピューリタン的イギリスよりも, 楽 し きイギリス (merry England) をエリザベスが好んだということに疑いを挟む余地はない」のである。 それでは、エリザベスの意向に反してまで議会がこのような法案を提出した背景はどこにあった のか。まず指摘しなければならないのは、「地方」の要求である。ヒルによれば、「1572年以降の二 世代のうちに、ランカシャ・チェシャ・デヴォン・コーンウォール・ヨークシャ・ノーフォーク・サ マセット・ミドルセックス・ウースターシャ・ウォリクシャの治安判事がすべて、日曜日を聖日と して守ることを強制する行動をとっているし、イプスウィッチ・ロチェスター・マンチェスター・ ロッチデイル・リンカン・ロンドン・サザク・プレストン・カンタベリー・シュルーズベリー・ソ ウルズベリー・ケンブリッジ・ノリッジ・モールデン・オウクハンプトン・エクセター・ヨークの 市当局も同じ処置をとった。」ヒルはこれについてさらに、これらの地域が「イギリスの産業地帯」 と一致していること,「これらすべての地域にあって,地方当局は,政府や高位聖職者団よりも, 日曜日の労働 (work) を禁止する点では、はるかに熱心であった」ことを指摘している。しかし、 この治安判事や市当局者による聖日厳守の要求が、単に「産業社会」の要求とは考えられないこと は前述した。過当競争・過度の労働を避けるためであれば、日曜日の職業労働・市場の開催を禁止 し、それを徹底するべく礼拝への出席を義務づければ足りる。遊技・気晴し・放縦な行為を禁ずる (26)必要はない。

注 (21) Whitaker, op. cit., p. 23.

⁽²²⁾ Ibid., pp. 25-27.

⁽²³⁾ Ibid., pp. 25-32, Hill, op. cit., pp. 160-1, Solberg, op. cit., pp. 63-4, J. E. Neale, Elizabeth I and her Parliament, 1584-1601 (London: Jonathan Cape, 1971). 58-60, 394-405.

⁽²⁴⁾ Neale, op. cit., pp. 59-60, さらに Whitaker, op. cit., pp. 25, 27-8, 30-31 をも参照せよ。

⁽²⁵⁾ Hill, op. cit., p. 160, Solberg, op. cit., p. 51, R. C. Richardson, Puritanism in north-west England, A regional study of the diocese of Chester to 1642 (Manchester: Manchester University Press, 1972) pp. 147-8.

⁽²⁶⁾ たとえば,1574年4月21日,マンチェスターの治安判事は次のような命令を発している。「教区委員,治安官 及び

治安判事や市当局者による聖日厳守の要求は、一応「無秩序と背徳」 (disorderliness and immorality)を排除せんとする意図に出たものといえよう。しかし、 それは絶対王政を強化すべく 非国 教徒 (分離派ピューリタンとカトリック) に国教会秩序を強制せんとしたものではない。そのような側 面がなかったわけではないにしても、大筋においてはピューリタン的傾向に導かれたものと考える。 たとえば、マンチェスター治安判事の発した命令を、まさに「スポーツの書」がピユーリタン的 (puritans and precise people) として非難したことからしても、治安判事や市当局者の主導するこ の動向を国教会的政策と看做すことはできないのである。そればかりか,まさにこの時期に,明確 にピューリタン的な「聖日厳守主義」の主張が、若きランスロット・アンド リュ ー ズ (Lancelot Andrews, 1555-1626), リチャード・グリーナム (Richard Greenham, 1535?~1594?), ニコラス ・バウンド (Nicholas Bownde or Bound, d. 1613) らによって,正面から展開され始めるのである。 就中,バウンドの『安息日に関する真の教義』(The True Doctrine of Sabbath, London, 1595) は後 の安息日論に大きな影響を及ぼした。かれの論点を要約すれば,次のようになる。安息日の規定を ユダヤ教の場合と同様に(1)モーセの「十戒」に基礎づけるとともに,(2)安息日に関する規定がユダ ヤ人に対する特殊な命令というだけでなく、普遍的 (moral and perpetual) な意味をもつという。 従って、伝統的な聖日の守り方とは違った「細心の注意をはらった厳格な安息」(a most careful, exact, and precise rest) に心掛けなければならない。「主の日」には(3)原則的には礼拝に必要不可

その協力者は、毎日曜日及び祝祭日(holy day)に礼拝のために定められた場所〔教会の境内を指す、教会の中庭を礼拝中にうろついて教会堂の屋根に石を投げて礼拝を妨げる者などがいたようである〕を説教と礼拝の時間にうろついている者〔及び礼拝の途中で逃げ出す者〕の名前を書き留め」 治安判事に告発すべき である (Whitaker, op. cit., p. 38)。さらに1592年の治安判事裁判所(session)は、居酒屋の営業許可条件のなかに、「徹夜祭、定期市、市場、館苛め、牛苛め、greens〔Jack-in-the-green のことか〕、エール祭、五月祭の遊戯、狩猟、ボーリング、闘鶏のような安息日の無法行為をはやしたてるような連中」に酒を売ってはいけない、「旅人や病気で倒れた者は別にして、礼拝の時間には何も売ってはいけない」と定めている(ibid., pp. 42-3)。

注 (27) Ibid., pp. 44, 58-59. C. Hill は "law and order" のためという (op. cit., p. 190)。 J. Tait は1580, 90年代初めの Lancashire 治安判事による禁令が "disorder and immorality" への関心から発したものであることを強調する ("The Declaration of Sports for Lancashire ((1617))", English Historical Review, 32, 1917, pp. 566-7)。

⁽²⁸⁾ 市当局者及び法律をもっとも忠実に守る市民たちは、「ビューリタンという語が、長期にわたる宗教的弛緩の 時 期 を通じて、のらりくらりと成長してきた国民の道徳的風潮を引き締めようとする欲求を意味するものと理解してよいならば、ビューリタンと分類することができるだろう。」 (Whitakey, op. cit., p. 43)

^{(29) 「}スポーツの書」については後述。さし当り、テキストについては Samuel R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660* (Oxford: The Clarendon Press, 1962), pp. 100-101, 成立の事情については Tait, op. cit., を参照せよ。

⁽³⁰⁾ Whitaker, op. cit., pp. 48-66, C. Hill, op. cit., pp. 168-176. Andrews の場合は別にして一この著名な国教会主教は、その初期にケンブリッジの Pembroke Hall における「十戒」講義において Sabbatarianism を展開するが、主教就任後撤回する (Knappen, op. cit., pp. 449-450, Solberg, op. cit., p. 55)—Sabbatarian theology は Greenham を中心とするビューリタンの友好集団 (brotherhood) において形成された (Solberg, op. cit., p. 31)。

^{(31) 1595}年に出版されたこの書物は、1606年に enlarged edition として再版される。これまで公式の理論をもったず、 選法と聖日における devotional spirit を要求してきたにすぎなかった「聖日厳守」の運動に "a sound and logical basis" を与えた (Whitaker, op. cit., p. 59)。

(32) 欠な労働以外の労働には携わるべきではないし、(4)「どのような穏当な気晴し、合法的な楽しみ」 も避けるべきだとする。バウンドは国教会制度そのものに敵対してはいない。この国の道徳的状態 を改善するには、安息日を厳守する必要があると主張していたに過ぎないのだが、以後のピューリ タン的な「聖日厳守主義」のすべての論点を含むこの書物は、国家と教会とによって出版禁止をも (33) って迎えられたのであった。

以上の諸点から、16世紀の70年代以降の治安判事や市当局者による「秩序と道徳」の強要は、基 本的にはピューリタン的性格をもっていたと考えられる。それでは聖日厳守はどの程度の実効をあ げたであろうか。「この〔聖日厳守の〕教義は,一方でそれ自身の純粋さの故に, 他方でそれ を信 奉する人々の傑出した敬虔さの故に,ほとんど信じ難いほどの取扱いを受けた。主の日は,ことに 都市 (corporation) において、厳格に守られ始めた。人々は自覚的に古い習慣を無視し、いまだに 法律が許可している類の遊技さえをも控え,そうすることによって,多くの人々が自己規制を歓び と感じた。……五月祭の遊技,モーリス・ダンスは求められなくなった。教会の尖塔の鐘を鳴らす ことが,不法と判断されたのだから,人々の脚下でシャンシャンと鳴る〔モーリス・ダンスの〕鈴 の音が抑えられても当然であった。」このように、聖日厳守は実効を収めたと、フラー (Thomas Fuller) はいう。他方,ホウィティカー(W. B. Whitaker)によれば,フラーの述べるような成功は実 際にはみられなかった。この両者の主張は恐らく矛盾するものではない。バウンド的見解が,治安 判事や市当局者の「秩序と道徳」の要求に宗教的基礎を与えることによって,その実践を成功に導 いた場合(地域と階層)が一方にあり,それが失敗に終った場合が他方にあったのである。 コリン ソン (P. Collinson) は、サフォークのデナム (Denham) において、「敬虔な為政者と聖職者との連 帯」(the solidarity of godly magistracy and ministry in Suffolk) あるいは「原初的ピューリタン社 会」(the primitive puritan commonwealth in Suffolk) が1580年までに成立していたこと,それはデ (36) ナムに限られたものではないことを指摘している。一方で「秩序と道徳」,他方でピューリタ ニ ズ ムに基礎をおくこのミニアチュアとしての市民社会のなかで、フラーの述べるような安息日厳守は

注(32) 従来許容されていた収穫期における労働も禁じられている。「穀物が危くなって、それが朽ち果てても、それは、 我々にとってはまだましなことである。我々が安息日を破ってそれを運び込み、怒りの日に向けて怒りを自分のため に積むことになるよりも。」(Solberg, op. cit., p. 57より引用)。

⁽³³⁾ 本稿作成に当り Bound の原著を参照し得なかった。以上の 叙述は Thomas Fuller, The Church History of Britain (Oxford: Oxford University Press, 1845, reprinted by Gregg International Publishers Limited, 1970) Vol. V., pp. 211-219, Whitaker, op. cit., pp. 59-66, Hill, op. cit., pp. 168-176, Solberg, op. cit., pp. 55-57. などによった。

⁽³⁴⁾ Fuller, op. cit., pp. 214-5. ここで「教会の尖塔の鐘を鳴らすことが不法とされる」とは、Bound が、聖日に鐘を鳴らすのは一つの教会に限らるべきだとされていることを指す。

⁽³⁵⁾ Whitaker, op. cit., pp. 62-3.

⁽³⁶⁾ P. Collinson. "Magistracy and Ministry: A Suffolk Miniature" (in Reformation, Conformity and Dissent: Essays in honour of Geoffrey Nuttall. ed. by R. Buick Knox, London: Epworth Press, 1977) pp. 74, 78.

実効を収めたに違いない。しかし、一方にはこれを毀たんとする政府・国教会勢力(minister and magistrate)が存在した。前者は「イギリスの産業地帯」と市民層(進取的ジェントリ、商工業者、ヨーマン層)に共鳴盤を見出し、後者は保守的ジェントリ層及び下層民(徒弟・ハズパンドマン・小屋住(37)。
み)と結んだ。ここに単なるピューリタン的、アングリカン的教義体系ではなく、各々に親和的な社会層にまで根差した「ピューリタン的体系」と「アングリカン的体系」とが次第に明確な姿をと(38)り始めてくるのである。

ジェームズ朝においても、安息日をめぐる政府・国教会とピューリタンとの対抗は止むことはなかった。まず「千人請願」(Millenary petition, 1603)に、一言、(1)「主の日」(Lord's day)が冒瀆されてはならないこと、(2)祝祭日(holy-days)が過度に強要されてはならないことが要請されている。しかし、これを受けた「ハンプトン宮会議」(Hampton Court Conference)、それに続く「教会会議」(Convocation)において承認されたのは、第1点のみであって、しかもそれは、「主の日」 (40) における遊技や気晴しに触れるところはなかった。

その後、議会にはたびたび(1606年、1614年、1621年、1625年、1625年、1627年)「安息日厳守」に関する法案が提出された。しかし、両院を通過し、国王の承認を経て、議会制定法となったのは、チャールズ I 世即位直後に提出された 1625年の法案と、1627年のそれのみであった。「安息日厳守」に関する最初の議会制定法である1625年の「日曜日と称される主の日に犯されている多様な悪習に対する処罰に関する法」(An Act for punishing of divers abuses committed on [the] Lord's day、Called Sunday)は、チャールズ I 世治下の下院議事録の最初に取り上げられているばかりではなく、21年、24年の法案にみられた「安息日」というピューリタン的な用語があえて削られ、多少の妥協をしても是非とも王の認可を得て制定法として成立させたいという議会の意欲の伺える法律である。その内容を要約すると次のようになる。(1)「主の日」には、礼拝出席という聖務の実行(the holy keeping of the Lord's Day)が神の意志であること、(2)それにもかかわらず、「主の日」に、全国至るところで、礼拝を無視して、熊苛め・牛苛め・笑劇(interludes)・民衆劇(common plays)など

注(37) Fuller は "Both minister and magistrate jointly endeavoured to suppress Bound's book" (op. cit., p. 217) というのだが、Collinson のピューリタン的 "Magistracy and Ministry" という表現との対応は興味深い。この対抗は、「地方為政者=ピューリタン=市民層」対「政府=国教会=保守的ジェントリ及び下層の人々」と図 式化することができるであろう。Solberg は Sabbatarianism が「最上層及び最下層の人々を除く」中産階級によって受け容れられたと述べている (op. cit., pp. 54, 59) が、これは Hill の「Sabbatarianism は勤勉な人々 (the industrial sort of people) に評判がよかった」という指摘に対応する (op. cit., p. 166)。Hill のいう「勤勉な人々」とは、「無産階級及び特権階級を除く経済的に独立した戸主」である (ibid., pp. 133-4)。

⁽³⁸⁾ 拙稿「17世紀ピューリタニズムの労働観」(『三田学会雑誌』69巻7号, 1976年10月) p.48.

⁽³⁹⁾ Millenary Petition のテキストは Fuller, op. cit., V., pp. 305-309, J. P. Kenyon, The Stuart Constitution: Documents and Commentary (London: Cambridge U. P., 1966) pp. 132-4 参照。

⁽⁴⁰⁾ Whitaker, op. cit., pp. 67-9, Solberg, op. cit., pp. 61-2. 時期を同じくして, Thomas Roger による, Bound に対する最初の国教会的立場からの批判が現れる (Solberg, op. cit., p. 319, n. 13)。

⁽⁴¹⁾ Whitaker, op. cit., pp. 104-114, Hill, op. cit., pp. 160-161.

の非合法な気晴し・遊技を求めて他の教区にまで出張っていくような現象、喧嘩・流血沙汰などの不都合がみられる、(3)そこで、気晴し・遊技を目的とした「主の日」の集会(meetings、assemblies or concourse)は禁止し、罰金をもって制裁を加える。この内容は「スポーツの書」と大きく觝触するものではない。しかし、(1)、(2)から推測すれば、「スポーツの書」における日曜日の礼拝出席の強制と礼拝時間外の気晴し・遊技の承認という内容が、うまく両立していなかったのである。「主の日」に遊技・気晴しに興じたい者は、形式だけの礼拝出席に意味を見出し得なかった。逆に、「安息日厳守」派は、この法律に、1614年の法案(Bill for the better observing and keeping holy the Sabbath-day or Sunday)に唱われていた「主の日」における居酒屋全面営業停止、労働禁止をさらにもりこみたかったのである。

1627年までに議会に提出されたこれらの法案に対抗して、政府・国教会、そして保守的地方ジェントリの意向を表現したのが、いわゆる「スポーツの書」(The Kings Majestie Declaration to His Subjects concerning Lawful Sports to Be Used) に他ならない。1629年以降、いわゆる無議会時代に突入する以前の、政府・国教会と地方為政者・ピューリタンとの対立点を明確にするため、「スポーツの書」の成立の事情と問題点を検討しておきたい。

「スポーツの書」は、1616年、ランカスターの治安判事が日曜日の娯楽(Sunday amusement)を禁止する命令を出したことに端を発する。ランカシャにおいていまだ強い勢力を誇っていたカトリックを抑制する目的で、16世紀の80年代から90年代の初めには、日曜日の娯楽が厳しく抑制された。しかし、17世紀初頭以来カトリック勢力が衰退するに伴って、その禁令の実施が蔑ろにされ、その結果、「無秩序と教会欠席」(disorders and empty churches)が目立ち始め、それが1616年の治安判事の禁令に連なっていく。「主の日」における商店、居酒屋の開店の禁止はいうまでもなく、当時の水準に比して特に厳しい「安息日」遵守をこの禁令は要求していた。「安息日については終日、祝祭日(festival day)については礼拝時における、吹笛・舞踊・ボーリング・熊苛め・牛苛めなどの冒瀆的行為を禁止する。これに違反した者は、謹慎し、次回の巡回裁判に出頭しなければならな

注 (42) *Ibid.*, pp.110-113. ピューリタンは合法的な遊技・気晴しそのものを拒絶したわけではない (Charles H. and Katherine George, *The Protestant Mind of the English Reformation 1570-1640*, Princeton: Princeton U. P., 1961, pp.139-142)。しかし問題は、遊技・気晴しが事実上どのような実際的効果をもたらしたかである。ピューリタンが問題にするのはこの点である。尚 1627年の法律 (Act for the further reformation of sunday abuses committed on the Lord's Day, commonly called Sunday) には、馬車屋や肉屋の「主の日」における労働を禁じている条項がある。馬車の轟音や肉屋の売り声が、礼拝を妨害したからである。議会の関心が「無秩序と背徳」の匡正にあったとしても、その背後にはピューリタン的意図があったといわなければならない (Whitaker, *op. cit.*, pp.113-115.)。

^{(43) 「}スポーツの書」の概要と社会的意義については、Whitaker, op. cit., Ch. VII, Gardiner, op. cit., III pp. 247-257, Tait, op. cit., Hill, op. cit., pp. 194-202, Solberg, op. cit., pp. 71-75, Fuller, op. cit., pp. 452-460. を参照。

⁽⁴⁴⁾ Tait, op. cit., pp. 567-8.

⁽⁴⁵⁾ Richardson, op. cit., pp. 148-9.

⁽⁴⁶⁾ Whitaker, op. cit., p. 86.

い。」(第7項)この禁令に対抗して、カトリック・ジェントリを中心とする勢力が、ちょうど ランカシャに滞在していたジェームズ I 世に請願を提出し、その不当を訴えた。それに呼応して公布されたのが「スポーツの書」なのである。

安息日をめぐるこのような状況がランカシャに限らないことは、既に述べたとおりである。1617年のランカシャを対象とする「宣言」(The Declaration of Sports)は、翌年、全国に向けて公布され、すべての教区教会の説教壇から読み上げらるべきことが命令された。その「宣言」においてジェームズは、「聖日厳守主義」の元兇を"the Puritans and Precisians"のみに帰し、「世論」のなかにその傾向が強まってきていたことを見逃していた。そこに、この「宣言」が「国教会と非国教徒ピューリタンとの溝を深め拡げる」原因があったのである。

それでは「世論」とは何か。確かに、一方には「産業社会」の律動的労働を可能にするような社会の形成に親和的な「法と秩序」が要請されたということはある。しかし、伝統的な「法と秩序」の内実は既に形骸化し、中世的な「祝祭共同体」は、もはや地方為政者と親和性をもたなくなっていた。しかし、それに代るべき新しい共同体の形成原理を提供する力を、国教会はもっていない。(50)ホウィティカーによれば、自らを益する精神的果実を得ることができない形式的な教会出席は無意味だと考える「平均的市民」の数は少なくなかった。できれば礼拝を欠席し、できなければ礼拝中に午後の気晴し・遊技の楽しみを夢想するといった状態にかれらはあった。そこにピューリタニズムの付け込む精神的間隙があったと考えられる。地方の新しい秩序を形成していくために、地方為政者が採用するに足る、もっとも有力な指導精神がピューリタニズムであったのである。ジェームズが、「聖日厳守主義」の背後にピューリタニズムを見たのは正しいが、その共鳴盤としての地方為政者の存在を見逃すべきではなかったであろう。地方為政者は、聖日の労働と遊技を禁ずることによって、ピューリタン牧会者の「霊的な教えと恵み」を受容可能な住民の心性をつくり出そうと努力していたのである。このように、ピューリタニズムと「世論」とを別物とみることはできない。

政府・国教会は「スポーツの書」によって、一方で国教会へと信徒を強要して絶対王政の精神的基盤を固めるとともに、他方で祝祭あるいは遊技を挺子として村落共同体の温存をはかろうとした(51)という点で一貫していた。しかし、ピューリタニズムの抬頭がこのような政策遂行の支障となったのは勿論であるが、そればかりではなく、市民的立場からみても、この政策は、実質的な内容が伴(52)わない教区教会への形式的出席を強要しながら、教区教会の充実ではなく、遊技・気晴しの奨励に

注 (47) Ibid., p. 86, Tait, op. cit., p. 567. より引用。

^{(48) 1617}年の宣言と1618年のそれとの細かい相違については Tait. op. cit., pp. 561-65 を参照。大まかな内容については前掲拙稿 pp. 45-48 に述べた。

⁽⁴⁹⁾ Whitaker, op. cit., p. 101.

⁽⁵⁰⁾ Ibid., pp. 96-97.

⁽⁵¹⁾ 拙稿『17世紀イングランドにおける Puritanism と社会」(『三由学会雑誌』第76巻 5 号, 1983年12月)(二日参照。

⁽⁵²⁾ 文言の上では「許可」であるが、礼拝時の強要的に朗読させたのであるから、実質的には「奨励」という他はない。

よって教区民の足をかえって教会から遠ざけるという、一貫性を欠いた要求を突き付けたことになる。そこに地方為政者をピューリタン的な「聖日厳守主義」に引き付ける理由があったのである。

安息日をめぐる中央対地方の抗争は、1627年以降、ことに無議会時代に至って、議会外で戦われる。首席裁判官トマス・リチャードソン卿(Sir Thomas Richardson)はサマセットの巡回裁判所において、治安判事の要請にもとづいて「祝宴・教会酒宴・書記酒宴、その他すべての酒宴は、今後禁止さるべき」との命令を出し、特定の日曜日に教会でその命令を朗読するよう要求した。ロード大主教は、これに対抗して、バース・アンド・ウエルズ主教に、酒宴による混乱の実態調査を命じた。それへの返書の要点はこうであった。(1)酒宴の開催に伴う不都合はない、(2)それどころか、民衆はその継続を望み、牧師たちはこう考えている。酒宴は、住民の和と教会への献身とをもたらし、慈善(酒宴は、たとえば教区の書記の給与や貧民教済にあてるための募金が目的とされていた)に携わることによって「愛と一致」(love and unity)を強めることができる。(3)逆に「日曜日の夕拝の後にも、正当かつ合法的な気晴しが許されないということになれば、かれら民衆は飲み屋(tipling house)に出かけ、たむろして教会や国家について論ずるか、秘密集会(Conventicles)に出かけていくであろう。」

この返書に基づくロードの攻勢によって、リチャードソンは命令を撤回せざるを得なかった。しかし、主教の返書とはまったく反対の内容をもつ、サマセット在住25人の治安判事による請願が提出された。徹夜祭や祝宴によって「主の日」が冒瀆されている事実は明白である。従って「スポーツの書」の内容を一層明確に限定し、実情に合ったものに改めて、これ以上の混乱を妨ぐべきであ(53)る、と。国王は「スポーツの書」の再公布(1633年)でそれに応えた。教区教会での聖日礼拝へ出席することを強要できさえすれば、遊技・気晴しの自由は、忠良にして頑強な臣民を育むに都合がよい、と考える点で、チャールズ I 世はジェームズ I 世の立場を継承していた。労働に倦み疲れた精神を闊達なものとなし、共同体の絆をしっかりと切り結ぶために遊技・気晴しは有効だとする論者もいた。しかし、事実は、既述のごとく、礼拝出席は等閉視され、遊技・気晴しは不祥事をひきおこしていた。散発的な混乱というよりも、構造的な混乱、ひとつの村のなかで「スポーツの書」の宗教とピューリタニズムの担い手が軋轢を起していたのである。

注 (53) Ibid., pp.12-124.

⁽⁵⁴⁾ *Ibid.*, pp. 124-133.

⁽⁵⁵⁾ Ibid., p. 133.

⁽⁵⁶⁾ 前掲拙稿「ビューリタニズムと社会」を参照。「スポーツの書」が当時の Puritan 的傾向をもつ下層ヨーマンに、如何様に受けとめられていたかを示す興味深い事実がある。17世紀中端のこと、ケンブリッジシャ西部の Royston市場を利用していた敬虔な農民グルーブが、市場の仕事を終えると、パブの一室を借り切って、信仰上の問題や昔話に花を咲かせていた。その会合の席で酪農に携わる下層ヨーマン Richard Conder が次のような証言をしたと、後日、ある gentleman が書き残している。自分が若かった頃(1620~30年代)、football が流行していて、村の若者は、礼拝が終るとすぐにそれに打ち興じた。安息日をこのように過すことについては良心の苛責を覚え、時に仲間から姿を晦ますこともあったが、結局連れ戻されてしまう。そのような状態が続いていた或安息日の朝のこと、牧師が、遺憾ながら、王と教会会議の命令によって、「主の日などにおこなわれる青年男子の遊技や気晴しを止めるように勧

中央と地方とにおける「スポーツの書」をめぐる対立はしかし,内乱期に至り,明確な方向性が 打ち出されることによって解消した。1643年2月の議会法令 (Ordinance) は「国民の罪」のひと つに、「以前には当局によって奨励されていた遊技 (Sports and Games) による主の日の冒 齎と悪 辣な濫用 | を掲げている。この確認はさらに、1644年4月8日の議会法令 (An Ordinance for the better observation of the Lords-Day) によって具体化される。「主の日」には(1)商取引き、(2)正当な 理由のない商品の運搬・旅行・その他の世俗的労働 (any worldly labour, or work), (3)一切の気晴 し・娯楽(狩猟・ボーリング・楽しみのために鐘を鳴らすこと・仮面劇・徹夜祭・教会酒宴・舞踊・遊技・気 晴し) が禁じられるべきこと、さらに(4)主の日の冒瀆に関係の深い五月柱(「迷信や悪業を広める異教 的虚飾」)が撤去さるべきこと、(5)「スポーツの書」及びそれに類する文書は焼却さるべきこと、(6) 無頼の徒・乞食も,「主の日」には,教会に集められるべきこと,(7)ただし,家庭で食事の準 備 を したり、余所で食物を得られない人に、宿屋や飲食店が食事を提供したり、適切な時間に(9月10日 から3月10日までは午前9時以前及び午後4時以降,それ以外は午前8時以前及び午後5時以降)ミルクを売 り歩くことは妨げない。結論としてこの法令は,「敬虔と真の信仰の義務を公的にも私的に も 果す べきこと」を要求しているのである。ここには,従来の(1)国王・国教会の宗教政策を拒絶し,(2)下 層及び極貧の人々の習俗と行動を否定し,(3)中産の人々をピユーリタン的規律に服さしめんとする 意図を読みとることができる。

「一般祈禱書」のそれに替わるべき礼拝方式を定めた1645年1月4日の法令(An Ordinance for taking away the Book of Common Prayer, and for establishing and putting in execution of the Directory for the publique worship of God)は、「キリスト者の安息日」(Christian Sabbath)—ピュ

告することを禁」じた「スポーツの書」をここで読み上げなければならないと語った。「牧師がそれを読むのを 聞いて、私は言い表わせない恐れと戦きに把えられました。今や法律によって非道が定められ、罪人は罪の道に固定されてしまったと私は思いました。……来たるべき怒りを如何に逃れることができるのか。今こそ、心から救いを求むべき時だと私が思い至るように神はしむけてくれたのです。その時以来、フットボールに加わりたい、くだらない仲間に加わりたいとは思わなくなりました。ですから、この時を私の回心の時と決めました。悪魔と悪しき支配者が私の破滅のわなとして仕掛けたものを、私の教いの儀式とされた神の恵みに感謝しています」(M. Spufford, Contrasting Community, English Villagers in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, London: Cambridge U. P., 1974、pp. 231-2)「スポーツの書」がまさに逆効果を及ぼしたこの青年が、やがて敬虔な企業的農民仲間の一員となっていったことは注目に値する。

注 (57) C. H. Firth and R. S. Rait (ed.) Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642-1660 (London: Wyman and Sons, 1911), Vol. I, p.81.

⁽⁵⁸⁾ Ibid., Vol. I, pp. 420-422.

⁽⁵⁹⁾ 中産階級の文化価値とは異った独自の価値をもつ下層の人々の文化価値(「貧しい人々は単に経済的に貧しかったというだけでなく,大きな文化的相違があったのである。」K. Wrightson, English Society 1580-1680, London: Hutchison, 1982, p. 221.) が17世紀末に至るまでに、次第に中産階級の文化によって圧倒され、地域的・階級的に押し込められていく事情については、Wrightson の Ch. 7 の他、C. Hill, The World Turned Upside Down, Radical Ideas During the English Revolution (Harmondsworth: Penguin Books, 1972), Chs. 16, 17,18. を参照サト

⁽⁶⁰⁾ Firth and Rait op. cit., Vol. I, pp. 582ff, ことに 598-99 参照。

ーリタン的用語―に関する次のような規定を設けている。「主の日」を聖別するために、それを妨げる一切の行為―職業労働・遊技・娯楽・現世的な話題や想い・召使いの使用―を「主の日」には避けるべきである。そして、礼拝に出席するすべての会衆は、あらかじめ心の準備をなし、遅刻することなく、「心をひとつにして厳粛に公的礼拝の全体に参加し、祝禱が終るまで会堂を出てはならない。」礼拝以外の時間も、「読書・冥想・説教の反復(とくに家族を集めて、聞いてきた説教の説明をするため)・それに関する教理問答・敬虔な集い・公の典礼が祝福されるようにとの祈り・詩篇の歌唱・病人の訪問・貧民の救恤、その他、安息日を心楽しいものとするための敬虔で、慈善的で、愛に満ちた義務」に費やすべきである。これも、社会的混乱を回避せんとする意図が背後にはあるにしても、直接には秩序ある礼拝と「主の日」の聖別に力点をおく、明白にピューリタン的な規定である。

共和制期に入って1650年 4 月19日の法律(An Act for the better Observation of the Lords-Day, Object of Thanks-giving and Humiliation)は、例によって、「主の日」及び感謝祭、謙譲日における商取引・運搬・旅行の禁止、裁判所の令状・命令の無効、居酒屋への出入り・娯楽・粉引きの禁止などを唱っているが、特に興味を引くのは、地方官吏(市長・治安判事から警吏に至るまで)の取締り不履行に対し、罰則が設けられているという点である。聖日厳守主義には、地方社会のイニシャチヴによる社会秩序の確立という意図があったとしても、それが大多数の地方為政者の意向に発したものではないことを、この規定は示しているのであろう。さらに1650年9月27日の法律(Act for the Repeal of several Clauses in Statutes imposing Penalties for not coming to Church)は、国教会礼拝への出席を強要する条項を撤廃するとともに、「主の日」及び「公の感謝と謙譲の日」には、「神への礼拝(the Service and Worship of God)が執行されるいずれかの公的な場所」か、「何らかの宗教的義務、即ち祈り、説教、聖書の拝読あるいは釈義、それについての議論がおこなわれる他の場所」へ赴くべきことを要請している。気に染まない礼拝への形式的出席ではなく、自らの選んだ集会への出席が勧告されている。

共和制期における最も包括的な安息日に関する法律は、1657年 6 月 26 日の "An Act for the better observation of the Lords Day" である。1644年 4 月 8 日の法令を一層精密化したこの法律はまず、日曜日が、キリストの復活以来、「キリスト者の安息日」として定められた、という。従って、その日に(土曜日夜の12時から、主の日夜の12時まで)人は、「通常の職業の業」(the works of his ordinary calling)を離れるべきであり、為政者はその実現に努めなければならないとして、次のような規定を設けている。

注 (61) Ibid., Vol. II, pp. 383-387.

⁽⁶²⁾ Ibid., Vol. II, pp. 423-425.

⁽⁶³⁾ Ibid., Vol. II, pp. 1162-1170.

(1)職業労働・職務 (calling) 遂行の禁止。毛織物・醸造関係の職種を始めとして、これまでになく多くの職業の項目が挙げられている。就中、聖日の静寂を妨げる馭者・呼び売り人・家畜を移動させる家畜商人とかれらを宿泊させる宿屋や居酒屋などには厳しい注文がつけられている。市場の開催は聖日には許可されないばかりか、選挙・裁判手続き・税金の取り立てなどの公務についても、聖日を避け、聖日が取り立て日に当る場合には、翌日におこなわれるべきことを要求している。

(2)気晴し・娯楽の禁止。従来規定されている共同体の遊技や酒宴ばかりでなく、礼拝中に教会の 近辺などをうろつくことも罰則の対象となっている。さらに、取締り強化のため、警吏や教区委員 や貧民監督官に、私宅を捜査する権限を与えている。

(3)聖日には礼拝に出席しなければならないが、1650年9月27日の法律と違うところは、「謙遜な請願と忠告」(the Humble Petition and Advice)に唱われた「国民的信仰告白」(the publique Profession of the Nation)と一致する教会あるいは集会(Meeting-place of Christians)に出席すべきだと規定している点である。ここに、信仰の自由が規制されはじめていることが示されている。信仰の自由を認めることは様々のセクトの政府批判を野放しにすることを意味した。

このようにして、王制復古直前の段階において、ピューリタン的・市民的な「聖日厳守主義」は、少なくとも法制的には、定着したと考えてよい。しかし、1644年の法律が、1657年に一層詳細なものとして再公布されているところからみて、為政者の意図が充分に実現していたとは想像し難い。ニール (D. Neal) は「悪業や不道徳を抑制する法律は厳格に実施され、主の日は適切に守られ、教会は注意深い聴衆で満ち、敬虔な家庭生活も周知のところであり、召使いや子供たちは広場をうるついたり、居酒屋に通うことを許されていない」と述べている。たしかに「聖日厳守主義」は、ピューリタン的道徳への「共鳴盤」が存在する地域においては功をおさめたであろう。たとえば、バクスターが牧する革命後のキダーミンスターの「商工業」(Trade) に携わる市民的部分については、このような状態が実現したと考えられる。さらに一般的には、毛織物農村工業地帯(a fair cross-section of those areas of industrial England) においては、これに近い状態が見られたであろう。しかし、他方、王党派勢力の強い地域、「社会の狂暴な分子」を抑えようとする公共道徳の監視人の力が弱い地方においては、「主の日」を厳格に守らせることには困難が伴った。

バニヤンの『溢るる恩寵』(Grace Abounding to the Chief of Sinners, 1666) の有名な個所は, こ

注 (64) Hill, Upside down の論点のひとつは,民衆思想が1640年代以来大きな影響力をもつに至るのは, 例外的な自由 の享受にあった (In the intoxicating new freedom of the early 1640s no holds were barred. p. 37), ということである。

⁽⁶⁵⁾ Whitaker, op. cit., pp. 166-186.

⁽⁶⁶⁾ D. Neal, The History of the Puritans; or, Protestant Nonconformists; from the Reformation in 1517 to the Revolution in 1688 (London: William Baynes and Son, 1822) Vol. III, p. 403.

⁽⁶⁷⁾ 前掲拙稿,「ピューリタニズムと社会」全体を参照。

⁽⁶⁸⁾ Hill, Society and Puritanism, p. 160.

⁽⁶⁹⁾ Whitaker, op. cit., p. 172.

の点について示唆的である。1948年頃のある日、バニヤンは安息日に関する一「労働や遊技(labour and sports)などを理由に安息日を守らぬことの不都合さに関する」一説教を聞いて、これまでにない「罪の意識」(guilt)を抱く。ところが、昼の食事が終らないうちに「その説教をけろっと忘れ、喜び勇んでもとの遊技(sports and gaming)の習慣に後戻りした。」しかし、その日、猫遊び(cat)の最中に、一種の回心の経験をして、曲折を経ながらも敬虔な生活に入っていくことになる。ここで注目したいのは、ベドフォードのエルストウ(Elstow)村では、(1)1644年の法律にもかかわらず、内乱後のこの時期においても、聖日礼拝後の気晴し・遊技が盛んにおこなわれていたこと(バニヤンは「わたしのこよなき楽しみの中心」the sinews of my 'best' delights と述べている)、(2)他方、礼拝説教において「聖日厳守」の問題が取り上げられ、聴衆に深い印象を与えていたことである。このように、ピューリタニズム(説教)と市民的規律(「法と秩序」)の観点から、社会を再編成(ピューリタン的視点からは結果として)しようとする動きがあり、その社会的定着には様々の困難が伴ってはいたが、農村工業地帯においては次第に力強く根をおろしていったと考えられるのである。

安息日厳守の主張は王制復古後も後退することはなかった。C. ヒルは最近の著書において次のように述べている。「かつてピューリタニズムの徴であった安息日厳守主義は、1660年以後、イギリス国教会の受容れるところとなった。農業社会のリズムが工業社会に適合するリズムに席を譲ったのである。……この頃になると王と主教は『市民的国民』("the civil part of the nation") に従わてでいればならなかった。」ここで注目すべきことは、「工業社会に適合するリズム」・「市民的国民」が、ピューリタン的禁欲の色彩を帯びていたという点である。(以下次号)

(同志社大学文学部教授)

注 (70) The Works of John Bunyan ed. by G. Offer (New York: AMS Press, 1973) p.8 (邦訳, 髙村新一訳『バニャン著作集』山本書店, I, pp.67-70)

⁽⁷¹⁾ 原文では日時は明確ではないが、J. Brown, John Bunyan, His Life, Time and Work (London: Wm. Isbister Ltd., 1886) p. 61 参照。

⁽⁷²⁾ C. Hill, Some Intellectual Consequences of the English Revolution (London: Weidenfeld and Nicolson, 1980), pp. 68-9. 王政復古後の Sobbatarianism については Solberg, op. cit., pp. 222-243 参照。